

第49回長野県景観審議会議事録

日時：平成27年(2015年)11月24日(火)
午後1時30分から3時30分まで

場所：長野県庁特別会議室

1 日 時 平成 27 年（2015 年）11 月 24 日（火）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

2 場 所 長野県庁特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員（敬称略）

進士五十八	関 敦子	辻井 俊恵
南雲多栄子	場々 洋介	増田 幸一
益山代利子	丸山 久子	三澤 重一
宮坂佐知子	矢澤由美子	

(2) 長 野 県

油井 均	建設部建設技監
竹内 敏昭	建設部都市・まちづくり課長
小林 弘幸	建設部都市・まちづくり課 企画幹
小林 信彦	建設部都市・まちづくり課 課長補佐兼景観係長
	都市・まちづくり課 景観係職員

以下要旨

(小林課長補佐)

お待たせをいたしました。景観審議会を開会させていただきたいと思います。

私は、本日の進行を努めさせていただきます都市・まちづくり課 課長補佐兼景観係長の小林信彦です。よろしくお願いします。

本日の出席を確認いたします。

お手元に委員の皆様の名簿がございますが、委員総数 14 名のところ、本日、11 名の委員が出席されています。佐々木委員、柳田委員、寺内委員は欠席となっております。

従いまして、委員の過半数の出席が得られており、景観条例第 40 条第 2 項に基づき、会議は成立しております。

それでは、審議会の開会に当たりまして、長野県建設部建設技監 油井均から御挨拶申し上げます。

(油井建設技監)

(あいさつ 略)

(小林課長補佐)

技監の油井でございますが、所用がございますので、ここで退席させていただきます。御容赦願います。

続きまして、本年度の事務局職員を紹介いたします。

(都市・まちづくり課職員 自己紹介)

議事に入ります前に、本日の審議会の資料を御確認いただきたいと思います。

事前に資料をお配りいたしましたけれど、よろしいでしょうか。

それでは議事を進行させていただきます。

会議の進行は、長野県景観条例第 40 条第 1 項の規定により、進士会長にお願いいたします。

(進士会長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の議事録署名委員ですが、関委員と辻井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

最初の議題です。議題(1)「屋外広告物特別規制地域の許可基準の変更等について」、事務局から説明してください。

(木下担当係長 資料 1-1、2-2 により説明)

(進士会長)

説明ありがとうございました。

今の説明に何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。

(三澤委員)

近隣商業地域の1基あたり表示面積を10㎡以下にするという案ですが、屋外広告物条例の規制地域の場合、看板の表裏両面が表示できる場合は合計で10㎡以下という解釈ですが、今回の件も同様の解釈でよろしいでしょうか。

(小林企画幹)

今回の変更案の対象は壁面広告であり、裏面はありませんので対象になりません。

(三澤委員)

わかりました。

(進士会長)

増田委員は何か意見ありますか。

(増田委員)

特にありません。

(進士会長)

既に先行して地元で自然保護要綱が改正されておりますし、同じ地域でダブルスタンダードはまずいでしょうし、町の意見も真つ当なことを言っている様ですから、了承ということでもよろしいですか。

(委員全員同意)

それでは、地元からの申出を入れて、今後県規則を直すということでもよろしいですね。

それでは2つ目の議題にまいります。議題(2)「長野県の景観育成施策について」、事務局から説明をお願いします。

(小林課長補佐 資料2-1、2-2により説明)

(進士会長)

ありがとうございました。

それでは、長野県内の景観育成施策の全体像をお話しいただきましたが、何か御質問や御意見がございましたらどうぞ。

(場々委員)

資料2-1の施策中、「人材の育成」について。ここに挙げてあることはこれで良いと思いますが、可能であればこうしていただきたいという要望がありますので、申し上げます。

景観の啓発に当たっては、小中学校から景観教育をする必要があると思います。建築士会でも学校と連携して景観教育を実施しようと思っておりますが、なかなか授業に取り入れてもらうのに苦労しています。県としても、小中学校の授業に景観教育を取り入れていく施策を、積極的に進めてもらいたいと思います。

(進士会長)

ありがとうございました。まとめて意見をいただいてから、まとめて事務局からお答えいただきます。

どうぞ皆さん、思いのたけを発言ください。今の場々委員の意見も、とても大事なことです。

(南雲委員)

個性豊かな景観の育成と言うことで、ふるさと信州風景百選を7千部発行したとのことですが、私はこの本を手にしていません。本屋で探したけれど、分かりませんでした。増刷もされたとのことですが、いつ頃でしょうか。

(小林課長補佐)

有償版は、初版を1月に3千部、増刷を5月に2千部発行しております。本屋によっては、売切れになった後、入荷していないところもあると聞いています。

(進士会長)

この本の発刊記念イベントが2月に銀座NAGANOであり、私も出席しました。有料の本だけれど、千円くらいだから審議会の委員には配って欲しいところですね。この県は本当に真面目だから、そう言うことをしないんです。他の自治体では10冊も20冊も送ってきて、周りに配ってくれと言うのだけど、これは信州の良さですね。このぐらい言うておきます。

他にいかがでしょうか。

(丸山委員)

地域景観リーダー研修会の育成について。景観リーダーを育成し、地域においてボランティアとして活動いただく事業だと思っておりますが、そういう方々が中心となって地元で景観

保全活動などを進めていただいている訳です。お金をかけなくてもいいから、このような地道な取組を進めていただきたいと思います。

(進士会長)

事務局でお答えがありましたらどうぞ。

(小林課長補佐)

貴重な御意見ありがとうございました。

場々委員から御意見を頂戴した、小中学校における景観教育活動の例ですが、今年度、県の出前講座として、「ふるさと風景」に係る学校の課外授業を2校で実施しました。大変好評をいただいております。来年度以降は、市町村の教育委員会へ積極的にアピールを行い、これを拡充してまいりたいと考えています。

丸山委員から御意見をいただきました地域景観リーダーの育成について。昨年度から地域景観リーダーの方々には、風景の「語り部」育成研修会への参加を呼び掛けております。地域における景観育成活動の中心となる人材の育成は重要なことであり、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

(進士会長)

場々委員の言われた景観教育の話は、景観関係の審議会によく話題になる基本的な案件です。景観法ができたときも、国会で景観教育をしっかりとやる様に付帯決議がされています。国土交通省では、私が座長になって「景観まちづくり教育」というものをまとめており、ホームページでパンフレット等も公開しています。また、都市づくりパブリックデザインセンターが実施している都市景観大賞では、小中学校における景観まちづくり教育等の取組について、表彰も行っています。

景観教育が盛んな地域では、行政が指導者を派遣したり、その費用を助成したりしています。ホームページに材料は載せてあるのですから、後はそれをやるかどうかです。それには予算の問題が一つ、もう一つの問題は県と市町村の関係。二重行政にならないようにとすることで、景観法は景観行政団体が主体的にやることを決めた。長野県では19の市町村が既に景観行政団体になっていますから、本来景観行政はその市町村がやることになっており、県はもうお任せしている訳です。

しかし、モデル事業であれば、県がやることもできます。市町村が景観行政団体になっていてもなかなかやらないのであれば、景観まちづくり教育のモデル事業とすることでやるのは構わない。丸山委員が言われた様に人材育成ですね。

阿部知事が景観審議会に私に依頼した最初のきっかけは、農村景観の育成で、その施策の一環でふるさと信州風景百選ができた訳です。市町村は自分の街の駅前とかはやるけれど、県としては農村が一番大事だと。農村風景は広く連続している訳ですから、外国から

見たら、飛行機や電車や自動車で見える様な広域のランドスケープ、非常に広々とした信州の風景がここに象徴されます。それを保全・育成しようと言うことで農村景観育成方針をまとめた訳です。方針には長野県の景観の特質を詳しく論じましたし、研究もして分かり易く説明してあります。

先ほど丸山委員がおっしゃった様に、講座をやっていけば、更に県民としての教養とプライドを身に付けていただけたと思います。そう言うことは、本来は景観行政団体がやるべきことだけれども、やっていなければ、県がモデル事業として最初の10年間は行い、定着したら市町村に任せれば良いと言う話かと思えます。

いずれにしても、お二方から御指摘があった大事な点は、景観教育が地域の自然とか風景、あるいは歴史や文化に親しむことになって、それが愛郷心につながるだと言うことです。それがもてなしにつながる訳です。

残りの方、発言がありましたらどうぞ。

こういう話は景観審議会でするかは微妙なところで、景観条例は景観法を意識していますから、どうしても審議会の審議事項は、先ほどの屋外広告物特別規制地域の議題の様な手続きの話が中心になります。ただし長野県の担当課は、育成施策を紹介して、皆さんの意見を行政運営の参考にしたいと言う意向ですから、県民を代表した皆さんが、県の景観育成施策への想いを御発言いただいて、事務局がそれを付度して次の年に活かしていくと言うことで、これは大変良いことだと思います。どうぞ御発言がありましたら、お願いします。

(増田委員)

私どもの業界（全国屋外広告士会連合会）で、景観広告検定と言うものをやりました。長野県の事務局ではこれに協力しなかったもので、県内で受験した人はいませんでした。全国では1,350人くらいの受験者がありました。

先ほどの教育の話とは少し違うかもしれませんが、業界の動きとして御承知ください。

(進士会長)

関委員、県からの説明をふまえて何か期待したい施策とかありますか。

(関委員)

景観行政団体って意外と少ないんだなと思いました。

(進士会長)

なるほど。先ほど事務局も説明しましたが、大都市はほとんど景観行政団体になっている。行政能力と言うか、体力がある自治体はすぐに景観行政団体になれるんだけど、小さな自治体で人手が足りないところはなかなか難しい。そういう所は県が景観行政団体

として行政を担う訳です。県内 77 市町村のうち 19 市町村が景観行政団体になっており、全体の 3 分の 1、面積で言うと県土の半分はカバーされているということですね。逆に言うと、長野県は、景観法でカバーしなくてもきれいな風景が残っているということかもしれませんが。

(関委員)

地域ごとに景観行政団体になっている方が、個性が出るかなと思います。

(進士会長)

そうそう、個性も出るし、自分の所らしさが出る。熱心にやれば、自治体のサイズが小さい方がやれるんだけどね。実際は経済的なことの方が関心が強いんでしょうね。

辻井委員いいですか。

(辻井委員)

今、上伊那地域では景観行政団体への移行が進んでいます。これから景観行政団体になる所もいくつかあって、あちらこちらの市町村に顔を出しているんですが、どこも右に倣えで計画が作られていて、市町村ごとに個性を出していくことの難しさを感じています。

先ほど農村風景と言う話がありましたが、例えば農村風景のある場所と、駅前の場所等との景観の差を出したいのに、それらを一律に規制しています。私も話にはいろいろ参加させていただいているのですが、勿体ないと思うことが多いです。

(進士会長)

景観行政団体の多くは景観計画を作っています。景観計画では駅前と農村部の景観形成方針は違うだろうし、伊那と諏訪とは違うことを意識して計画を策定するもので、後は担当者の問題です。ただ、従来の行政の文化と言うものがあって、皆が横並びで均質にやってしまうことが多い。それが一番無難なものですから、そういう癖がついているんですね。その点からも先ほど場々委員が言われたように景観教育が大事で、子供の頃から景観と言うのは地域の個性だと教える必要がある。その際に、辻井委員の様な建築家とか見識がある人が、もっと発言したり、リードしたりして、参加していただくのが良いですね。御健闘を祈ります。

益山委員どうぞ。

(益山委員)

せっかく長野県の素晴らしい農村景観を載せたふるさと信州風景百選をつくって 7 千部も発行したのですから、こう言ったものを県民に広めるための広報活動と言うのは具体的にどの程度やってらっしゃるのか伺いたい。7 千部作っても、どこで手に入るか分からない

いとか、インターネットで注文できるかどうか分からないのでは勿体ない。どうやって県民に伝えていくのか、広報についての具体的なこれまでの活動等について教えていただきたい。

(小林課長補佐)

最初に辻井委員からの御意見ですが、現在上伊那地域では景観行政団体への移行の取組が進められております。景観計画を市町村が策定する際には、県に協議がありますので、現在の県の景観計画より規制程度が低下しない様に注意しているところです。

益山委員から御指摘いただきましたふるさと信州風景百選の広報の仕方ですが、県のプレスリリースやホームページ等で、冊子の販売店舗一覧やインターネットによる注文の仕方等をお知らせしています。その他の広報の状況については、担当の中田から説明いたします。

(中田主査)

皆様のお手元にふるさと信州風景百選のカレンダーを配布してございます。これについては明日プレスリリースする予定ですが、ホームページから電子データをダウンロードして、パソコンの壁紙又は印刷して利用していただくための電子版のカレンダーを作成いたしました。

その他、小中学校への広報として、先ほども申しましたが小学生を対象にした出前講座として、ふるさと信州風景百選に選定されている風景をクイズ形式で紹介いたしました。児童や先生方からも大変好評をいただいておりますので、今後中学校へも対象を広げて、幅広く実施してまいりたいと考えています。

(進士会長)

本当は地元新聞社がもっと関係するといいんですよ。長野県は信濃毎日新聞の発行部数が一番多い訳だから、もっと本気でやってもらわなければいけない。

僕は、上高地のマイカー規制以来ずっと長いこと長野県のいろいろなところとお付き合いしてきたんだけど、信濃毎日新聞は結構熱心なんですけど、どうして風景に関してはそうでないのか。委員にも入ってないでしょ。

(小林課長補佐)

百選の選定委員には入っています。

(進士会長)

地元の新聞社の協力は非常に重要なことだと思います。県のホームページを開かないでも、新聞から毎日情報が入ってくる訳で、フォーシーズンいろいろな風景が展開して、そ

ここにいろいろな営みがあって、それが地域の活性化につながったり、観光につながったりしている訳で、これを新聞記者が広報しなくてどうするんだって思います。

(益山委員)

新聞記者に特集を組んでもらうとか。

(進士会長)

以前そう言う提案したこともあるんだけど、新聞社にその気がないと駄目なので。委員の皆さんが信濃毎日新聞の読者なら言ってあげてください。県を応援するためにも、そう言う声が出ればやるかもしれません。作ったものを普及啓発するのが大切だと、そう言う御意見でした。

宮坂委員、何かありますか。

(宮坂委員)

行政は自分の立場から情報を発信していて、受け取る側の気持ちとかをあまり考慮していないと感じます。また、景観に係わる民間団体もあるので、それらを集約する様な組織化ができればと思います。

(進士会長)

既にそう言う既成の団体があるから、それらの団体に参加を呼びかけてフォーラムとかシンポジウムをやって、裾野を広げるのはとても大事な事です。ただのお勉強会ではなく、有料でもいいから季節の美味しいものがそこに出てきて、それを食べながら議論するとか。サイエンスカフェとか哲学カフェとか、最近盛んですよ。そう言う企画には、風景の様なビジュアルなものは最も合う筈なので、そう言う企画を、今は財政難ですから予算的に難しいかもしれませんが、検討してみてください。

矢澤委員、何かございますか。

(矢澤委員)

小学生の時に環境教育を受けた児童も、中学生、高校生になると、ゴミをポイ捨てしたりします。教育は一度だけではダメなので、景観教育も何年も継続して地道にやってもらいたいと思います。

もう一つ、ふるさと信州風景百選について、根羽村の百選風景は根羽杉ではないのですね。先日、根羽村長に会うことがあり、百選の話をしたら、この様なものがあることを御存じなかったの、各市町村長にもなかなか浸透していないのかなと思います。

(進士会長)

首長に話が行ってないのか。担当で止まっちゃったんだな。
市町村には、本を配ったんでしょ。

(小林課長補佐)

全市町村に配ってあります。事前に作品の募集等にも協力いただいています。市町村の内部のことまでは分からないのですが。

(進士会長)

ひととおり御発言をいただきました。事務局は意見を参考にして、来年度の施策に反映してください。

次の議題に進みます。議題(3)大規模太陽光発電設備に係る景観対策について、事務局から説明願います。

(木下担当係長 資料3-1、3-2、3-3により説明)

(進士会長)

皆さんからの意見を参考にしたいということですから、県の取組について御意見がありましたら、お願いします。

(益山委員)

今日はソーラーのことをしっかり理解しようと思って参りました。私は出身が軽井沢町なんですけど、軽井沢町では現在約5万㎡の用地を取得し、森林を伐採してソーラーパネルを設置する計画があり、町では許可がおりていると聞いています。そう言った市町村の決定に対して、県はどの様な指導ができるのか。私としては、県の方から行政指導と言う形で何らかの意見をすべきではないかと考えています。

若しくはその様な大規模な開発がされるという情報があれば、景観審議会にかけていただきたい。

(辻井委員)

太陽光発電パネルは景観的に何とかならないのかと、私もいろんな所で言っています。私は南箕輪村の出身なんですけど、資料3-3にある石川県の景観形成基準は素晴らしいと思います。太陽光発電パネルからは反射光や反射熱が結構あると、その近隣の方からよく言われていて、近くを車で走っていても反射が目に入るし、反射した熱で隣家が熱を持ってしまっただけで変形するとか、そう言った話もよく聞きます。

太陽光は影ができると発電効率が落ちると言うことで、パネル全体に太陽光が当たる様、影ができない様に設置するケースがほとんどで、そうすると益々外から丸見えと言う状態

になり、景観的に周囲に植栽をして欲しくても、周辺の木を切ってパネルを丸出しにして反射光が出やすい状態を作ってしまったことに心を痛めています。景観を守るという立場で何とかならないかと思っています。

(進士会長)

石川県の基準がいいのですか。

(辻井委員)

景観形成基準に、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるとか、太陽光パネルは原則として幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は植栽に努めるとか書いてあります。

(進士会長)

辻井委員は南箕輪村の時には発言しなかったんですか。

(辻井委員)

南箕輪村にこのような基準があることは、今日初めて知ったものですから。南箕輪村では大規模な太陽光発電設備の設置が既に行われてしまっていて、それは多分この基準ができた前の話だと思います。それ以前にこの基準があれば防げたと思うんですが。

(進士会長)

石川県がおすすめだそうです。他の委員どうぞ。

(南雲委員)

日本の自然エネルギー開発は、太陽光発電に偏りすぎていると思います。景観を損なわない様な自然エネルギーの開発を進めてくれたら良いと思っているんですが、長野県のように本当に緑が美しい、空が美しいところでは、太陽光発電設備は最低限にしてもらえればと思います。

資料3-5の2(5)で自然公園法施行規則の改正で国立・国定公園及び県立自然公園の特別地域が許可、普通地域が届出の対象になったとの説明があったが、許可とかではなく禁止にしていきたい。

(進士会長)

次、場々委員どうぞ。

(場々委員)

安曇野市の話ですが、土地利用審議会があり、開発の計画が出てくるとそれについて審査をするのですが、最近太陽光発電設備に係る案件も多くあります。長野県は晴天率が高く太陽光発電に非常に適しているからだと思いますが。先日委員で現地を見に行く機会があり、そこで感じたのですが、外部から気が付かれない場所への立地であれば問題ないのですが、規模の問題ではなく、住宅地や農地に突如パネルの架台が現れると大変目立ちます。安曇野は扇状地なので斜面の下から見たときに、架台が田園の中に異様に映って来る訳です。

周囲を植栽して緑化するという方策もあると思うんですが、周囲を緑化すると日が当たらなくなるので業者側には抵抗感がある。緑に囲われているだけでもだいぶ違うと思うんですけれど。資料3-1で大規模太陽光発電設備に係る対策としているが、小規模も景観上の課題になってきている現状があつて、何とかならないかなと思っています。

(進士会長)

パネルの規模は小さくても景観的に問題になるものもあると、そう言うことですね。
増田委員お願いします。

(増田委員)

極論ですけど、太陽光発電設備を増やしても、国のエネルギー政策には役に立たないと思います。夜は発電できないし、曇っていてもあまり発電できないし、雪がパネルに積もっても発電できない。この景観審議会で、もう太陽光発電設備からの電力買取はやめろと言うことはできないかもしれませんが、太陽光発電であればエネルギー政策に良いという考え方は、転換点に来ていると思います。

(丸山委員)

最近知人から、長野市における遺産相続の例で、土地を分割したら、自分が相続した以外の土地にソーラーパネルが沢山できてびっくりしたと言う話を聞きました。今は気が付かないうちに、あちらこちらにソーラーパネルができてしまいますので、手遅れにならないうちに対策をしなければと思います。

(三澤委員)

太陽光発電設備の設置によって、荒廃農地が増えることは問題だと思います。山林から収入を得ることは難しく、業者はソーラーパネルを設置すれば収入が得られると言って営業しているから、山で木を伐採する例が増えている。これを食い止めるには、市町村で山や農地の何パーセント以内を超える場合は、太陽光発電設備の設置を制限するとかした方が良い。

現状では設置に係る申請が出てくれば、それを却下する理由がないと思う。これだと無制限にソーラーパネルが増えて行ってしまうので、太陽光発電設備に利用できる総面積を決める必要があると思います。

(宮坂委員)

私は、事務所が諏訪市、自宅が茅野市にあって、どちらも景観行政団体です。茅野市では景観審議会委員をやっていますが、太陽光発電に係る届出の規定ができたのが1、2年前です。八ヶ岳の裾野でとてもきれいな地域に、メガソーラーが沢山できたことがきっかけで、行政はそれを抑えることができず、住民の反対によって開発を抑えることができたという経過があります。ソーラーパネルの設置については届出制にはした方が良いと思いますが、行政の抑える力より住民の抑える力の方が強いのですから、届出があった時に、その内容を地域住民へ情報を開示していくことが重要だと思います。

(進士会長)

情報を早く出さないとどんどん計画が進んでしまい、事業用資金の借入まで済んでしまうと反対運動は難しくなるんです。情報開示を早くするというのは、とても大事なポイントだと思います。

矢澤委員どうぞ。

(矢澤委員)

私は飯田市在住なんですけど、飯田市はとにかく太陽光発電推進の都市で、市民ファンドを立ち上げて太陽光発電を推進しています。なので、私たちが太陽光発電設備反対とか言っても、再生可能エネルギー推進の方針自体を変えなければ、太陽光発電パネルの規制は難しいと思っています。とにかく太陽光発電パネルを付ければ、私は環境を大事にしているんだという考え方が広まってしまっていて、太陽光発電パネルの設置が本当に素晴らしいことだと言うのが飯田市の考え方なので、農村の荒廃地に太陽光発電パネルを設置すると絶賛されるんです。それに反対すると、あなた変じゃないのと言われてしまう。そう言った地域性まで考えて、もう少し再生可能エネルギーの政策を根本的に考えて行ってもらえればと思います。

(進士会長)

この問題はとても歴史がある課題です。

元々産業革命までは、世界中の風景はとても良かったんです。それが産業革命でエネルギーが生まれて、イギリスで火力発電が始まりました。イングランドの牧歌的風景の中にいくつか火力発電所ができて、皆びっくりしてしまい、それに対する抵抗が広がって行った訳です。

それから送電線も問題になりました。日本でもそうですが、送電線は高圧の電力を運ぶものだから、設備が高く大きくなる訳です。そう言う歴史があるので、景観的に言えばそれらが問題だと言うことは皆分かるんですけど、エネルギー問題と重なってきているから難しい。太陽光発電はクリーンエネルギーだからある種の正義が掲げられているんでしょうね。

それから、地域によっては、地域の財産である山林が経済価値を落としていますから、そういう所を太陽光発電設備用地に使おうと業者が入り込んでいる。そう言う人たちは、設備を設置してランニングが始まってしまえば、もう用はない訳ですから、将来的に地域のふるさと景観がどうなってしまうかと関係ない訳です。

皆さんが懸念されている様なことは現実に起こっていて、どうやって歯止めをかけていくかが今回の課題でしょう。私は、エネルギー問題を無視もできないし、限界集落がぎりぎり維持されていることも無視できないと思いますが、少なくとも景観論で言えば、長野県全体としては、せつかく美しい風景を県民共有の宝として保全・活用し、外国からのインバウンドなどの観光につなげていこうと考えているならば、風景を保全すべき地域と、多少は譲らざるを得ない地域とに分けて考えていくべきだと思います。

最初に事務局が説明をした資料3-2を見ると、景観形成基準では材料は反射光の素材を大部分に使用することは避けると書いてありますね。本当は反射光がないパネルなんてないと思いますけれどね。景観形成基準は全て定性的なもので、禁止ではなく、なるべくやめてねと言うお願いなんです。

資料3-1に環境アセスメントの説明もありましたが、これも事前評価をするだけで禁止にする訳ではないんです。場合によって禁止にすることもあり得るんですが、多くの場合は条件を付けて通してきた。むしろ通すためにこう言う手続があると言う様な一面がある訳です。こうやって日本の戦後は、特に高度成長期後の日本はだらしなくなってきたんです。それで景観法ができて、何とか世界に恥じない様な美しい国を作ろうと言う政府の方針ができて、地方も景観条例を策定した訳です。特に阿部知事はそれを盛んに言っておられて、ですからそう言う長野県のポテンシャルを未来永劫、つまり持続可能なものにするためには、このソーラーパネルの問題はとても大きな課題と言えると思います。

私の考えでは、ソーラーパネルを一律に規制するのは問題です。点ではなく、広域的な観点でしっかりした指針を出すべきであって、届出や許可で規制して行こうと言うのは難しい。届出は申請されたら、ほとんど認めざるを得ないもので、およそ排除はできないでしょうね。

技術的対応も一定のスケールを越えたら無理でしょうね。地形的に非常に多様な変化に富んだ日本ですから、パネルはどこからか見えてしまうだろうし、技術指針で攻めていくと言うのも限界がある。そうすると地域指定をして、少なくともオール信州で見たときに、絶対譲れないと言うのをまずきっちり確保することでしょうね。自治体に対してはそこを

強く言わないと、少なくともふるさと信州風景百選に出てきたような風景の中にソーラーパネルが並んでしまったらもうアウト、致命的です。

百選の風景写真を見ても、吊り橋の柱とか、昔の鉄道の跡とか、いくつか人工物は入っているんですが、これらはエイジングと言って、長い歴史があって、段々と自然に戻って、許されるって言う感じになって来ているものです。ただ、金属って言うものは非常に景観上はきついもので、金属が一番目立つんです。風景から浮いてしまうんですね。モノクロの写真を撮ると分かり易いんですが、アルミとかガラスとか、金属は非常に浮き上がって見えます。

カラー写真だと、例えば赤い花とかあれば目立つけれど、モノクロにすると真っ黒に映って目立たない。景観を破壊する要因と言うのは人工物であり、特にアルミやガラスとかの金属なんですね。それらがほとんど見えない所とか、ほとんどの人が行かない所とかを考えて、限定的な地域でエネルギー政策とのバランスをとって太陽光発電を推進する。観光立国で生きる長野県としては、それ以外の場所では極力抑制する道をとるべきで、再生エネルギーならば、先ほど増田委員がおっしゃった様に、小水力とかペレットの発電がありますよね。地域振興を無視はできませんし、景観で飯が食えるかって必ず言われるでしょうからね。景観で飯を食うとすれば観光や交流人口の増加につなげるのが基本的な考え方ですが、美しい景観の保全によって、地域住民がふるさとにプライドを持つこともとても大事なことです。それは金に換えられない訳ですから。

そう言う意味でも、美しいふるさと風景をどうやって守るかと言うのは、これからの時代、プライオリティが高い話で、地域振興とのバランスをとりながら、一律に一定面積以上はダメとか言うべきものではないですね。ふるさと信州風景百選に出てくる様な大事な場所は、設置を認めないなどの方針を出さないと、景観行政としても、観光立国を目指す長野県としても、ちょっとつらい気がします。この課題を処理する事務方はとても大変だと思いますけれど、この問題は全国的な課題ですし、長野県が明快な方針を出すことは、大きなアピールになるかもしれませんので、頑張ってください。

(益山委員)

先ほど土地の形質の変更で景観法の届出があった案件が、昨年度は5件あったと言う説明がありましたが、この5件と言うのは、例えば長野県景観審議会場で議論することはできないのでしょうか。

(小林課長補佐)

先ほどの5件は、県の景観計画区域において届出を受理したものです。県の条例に基づいて届出された5件については、地方事務所が窓口となって、届出を縦覧、審査しています。景観審議会の審議案件にはなっていません。

(益山委員)

審議案件にしても良い様な問題ではないかと感じますが。

(進士会長)

一般的には、そう言うのは事務局で判断して、これは景観審議会で議論してもらっていると判断したら案件にできます。案件にしなければいけないと言うものではなく、案件にできると言うものです。

(小林課長補佐)

景観育成基準に適合しない場合は勧告できることになっており、その場合は景観審議会でご意見をいただきます。届出が景観育成基準に沿っている場合は、景観審議会の審議案件にはならないと言うことです。

(進士会長)

つまりトラブルが起こらないと、審議案件にはならないと言うことです。だから市民の反対がないと大体は通ると言う、これは景観行政のみならず、日本の開発行政は全てそうです。法律や制度がそう言う風にできているんだから。

(益山委員)

トラブルを防ぐと言う意味でも、そう言う情報を公にすると言うことも、例えばこう言う届出がありましたということを経験だけでも出すべきではないかと思えます。

(小林企画幹)

届出があって、景観育成基準に合っているか審査をしまして、勧告が必要だと判断をした場合は、景観審議会にお諮りして意見をいただきます。ただ現状は、勧告をするには景観育成基準に照らして明確な理由が必要ですが、基準がそこまで具体的ではないので、なかなか勧告まで至らないと言うことと、審査期間が30日しかありませんので、審議会を経て勧告するのはスケジュール的に難しいのが現状です。

(進士会長)

彼が言っているのは行政の常識です。ただ益山委員の言っているのは、届出があった案件のうち、問題案件だけを情報公開するのではなく、なるべく入口で情報公開して欲しいという話です。公表時期をどうするかと言うのは、実際多くの景観審議会でも議論していることです。ほとんどが決まってから公表するものだから、その後、多くの反対運動が起こっているのだけれど機能しない。つまり、今の彼の説明だと行政への信頼が失われちゃう

んです。行政は性悪説ではなく、性善説に立っているから、今の説明は間違いないんだけど。

景観がらみの建築紛争は、今彼が言ったとおり、皆手遅れです。国立の駅前の判例があるけれど、あれは典型的な例です。日本の景観運動はずっとそう言う歴史を繰り返してきた、ほとんど景観を守る側が負けてきたんです。ただし、2004年の景観法の制定から変わったんです。従来の建築確認などの行政手続と違い、問題意識を持って、将来に禍根を残さない様な景観行政をやろうとすれば、皆さんが発言されたように、啓発とか教育とかから始まって、大きな目標を持ってやらないと、事務局で一所懸命頑張ろうと思っても、頑張りきれなくて、今の話の様にやむを得ないとなりかねない。これは普遍的な課題で、事務局側も、景観行政をどのレベルに位置付けるかを今後研究した方が良いかもしれませんね。なるべく地元で説明会を義務付けるとか、そう言うやり方ですね。

景観行政はずっと曖昧だとか、主観的だとか言われてきました。私は半世紀前から景観行政に付き合ってきたけれど、景観と言う言葉を使ったときから、曖昧だとか、主観的だとか言われ続けてきたから、景観法の制定は2004年まで遅れちゃったんです。しかし多くの自治体は、法制定前に景観条例をつくりました。法律がないのに、600もの自治体を作ったんです。それは景観トラブルが多発してやむにやまれずです。

住民は景観を守れと言う。だから時代は変わって行くんです。良い環境を作るために行政はあるのであって、法律を守るために、手続を守らせるためにやっている訳ではないんです。そのところが本末転倒になってはいけません。

(小林企画幹)

ですので、制度的に不備があるのであれば、そこも含めて今後検討する必要があるのかなと、私は個人的には思っています。

(進士会長)

いいことです。益山委員からも具体的に意見が出ている。委員の皆さんが意見を言ってくれば、彼は審議会からこう言う強い意見が出ていると言える訳ですね。複雑な状況の中に景観行政と言うのは常にあるんだけど、今大きく変わろうとしていることだけは間違いない訳です。そう言う所を見なきゃいけない。

いろいろと言いましたが、事務局も予算がない中で、ゼロ予算で百選のカレンダーを作ったり、一所懸命努力しているんですよ。それは皆さんも認めてやってください。

時間ですので、特に他に御意見が無い様であれば、お開きにしたいと思います。

(竹内課長)

委員各位におかれましては、本当にお忙しい中、熱心な御議論ありがとうございました。今日もいろいろ御意見を伺いまして、非常に参考になりました。我々行政の目線と県民の

目線と言いますか、委員も県民を代表されてると認識しておりますけれど、大きな乖離と言いますか、我々が机で考えていることと実際は違うんだなと言うことが、改めて私も今日良く分かったつもりであります。

進士会長もおっしゃられましたけれど、我々行政が一人で抱えているのではなく、大きな目で県民の動きとして展開していかなければいけないと思っておりますし、それは教育も含めてでございますけれど、そう言った視点から原点に立ち返って、これは言葉だけではなくて、本当に景観行政と言うのはどうあるべきかと言うことを、しっかり街づくりの観点、人づくりの観点から、もう一度見直して行きたいと思っております。すぐには形として現れるかどうか、委員の皆様の想いが通るかどうか別といたしまして、我々事務局一同、県としてはそう言った意味でもう一度新たな目で考えて行きたいと思えます。

本当に今日は貴重な御意見ありがとうございました。

(進士会長)

はい。皆さん、ありがとうございました。

(終)